

エコログプロパン 料金表

株式会社エコログ

(2025年4月7日改定版)

<目次>

1 適用.....	3
2 対象となるお客さま.....	3
3 ガスプラン種別等.....	3
4 料金.....	11
5 保証金.....	11
6 解約事務手数料.....	11
7 その他.....	11
別 表.....	13

ガス料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、当社の LP ガス供給約款(エコログプロパン)（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまにガスを供給するときの供給条件の詳細を定めるものであり、供給約款の一部を構成します。なお、本料金表の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本料金表の変更等については、供給約款 2（供給約款の変更等）に準じます。
- (3) 本料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 対象となるお客さま

本料金表は、下記の全てに該当するお客さまを対象とします。

- ① 供給約款の定めに基づき、当社との間で LP ガス供給契約が成立しているお客さま
- ② 供給約款の定めに基づき、本料金表により定める料金を支払う義務を負うお客さま

3 ガスプラン種別等

- (1) ガスプランの種別は以下のとおりといたします。

ガスプラン種別	プラン内容
エコログプロパン H プラン らくトクプロパンガス H プラン ※上記契約種別の総称を、以下「H プラン」といいます。	賃貸住宅以外の個人のお客さま向けのプランです。
エコログプロパン HS プラン (※1)	賃貸住宅以外の個人のお客さま向けのプランです。
エコログプロパンフラットプラン	賃貸住宅以外の個人のお客さま向けのプランです。
エコログプロパン M プラン らくトクプロパンガス M プラン ※上記契約種別の総称を、以下「M プラン」といいます。	戸建、集合問わず賃貸住宅の個人のお客さま向けのプランです。
エコログプロパン MI プラン	戸建、集合問わず賃貸住宅の個人のお客さま向けのプランです。
エコログプロパン B プラン らくトクプロパンガス B プラン EPARK プロパン B プラン	法人または個人事業主のお客さま向けのプランです。

※上記契約種別の総称を、以下「Bプラン」といいます。

※1：2024年10月1日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

- (2) お客さまは、ガスプランの種別に応じて、以下の付帯サービスを利用することができます。なお、以下に別段の定めがある場合を除き、2023年7月31日以前にお申込みのお客さまのLPガス供給契約については、以下の付帯サービスが自動的に付帯し、2023年8月1日以降にお申込みのお客さまのLPガス供給契約については、以下の付帯サービスをお客さまの任意により選択的に付帯することができます。

付帯サービスの名称	付帯サービスの内容
スマートケア（H）	<p>イ Hプランまたはエコログプロパンフラットプランのお客さまは、当社が提供する「スマートケア（H）」を割引料金にて利用することができます。</p> <p>ロ スマートケア（H）のサービス内容は、当社が定める「スマートケア（H）規約」の規定のとおりとし、お客さまはスマートケア（H）の利用にあたり、当該スマートケア（H）規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ スマートケア（H）の利用開始日は、スマートケア（H）規約の定めにかかわらず、LPガスの供給開始日の属する月の翌月1日とします。</p> <p>ニ （2024年1月31日以前にお申込みのお客さまに適用）付帯サービス料金（月額の利用料金を指し、個別のサポート料金等その他の料金は、スマートケア（H）規約に定めるとおり別途発生します。以下本欄において同様とします。）は、ハに定めるスマートケア（H）の利用開始日が属する月から起算して6ヶ月目までは無料、7ヶ月目以降は月額1,320円（税込）とします。[通常料金：月額1,628円（税込）]なお、当該無料期間またはその後の料金の割引は、LPガス供給契約のお申込み時にスマートケア（H）が自動付帯されたお客さままたはスマートケア（H）の付帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。／（2024年2月1日以降にお申込みのお客さまに適用）付帯サービス料金は、ハに定めるスマートケア（H）の利用開始日が属する月から起算して3ヶ月目までは無料、4ヶ月目以降は月額1,320円（税込）とします。[通常料金：月額1,628円（税込）]なお、当該無料期間またはその後の料金の割引は、LPガス供給契約のお申込み時にスマートケア（H）が自動付帯されたお客さままたはスマー</p>

	<p>トケア（H）の附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>ホ お客さまは、契約期間中であっても、スマートケア（H）規約の規定に基づいてスマートケア（H）の利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてスマートケア（H）を契約する場合には、ニに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>へ お客さまと当社との LP ガス供給契約が終了した場合でもスマートケア（H）の利用契約およびニに定める通常料金からの割引は有効に存続します。お客さまは、スマートケア（H）の利用を終了する場合は、スマートケア（H）規約の定めに基づき、当社へ通知するものとします。</p>
<p>エコログあんしんホームサポート</p>	<p>イ H プラン、エコログプロパン HS プランまたはエコログプロパンフラットプランのお客さまは、当社が提供する「エコログあんしんホームサポート」を利用することができます。なお、エコログプロパン HS プランには、エコログあんしんホームサポートが自動的に附帯するものとし、お客さまが附帯の有無を選択することはできません。</p> <p>ロ エコログあんしんホームサポートのサービス内容は、当社が定める「エコログあんしんホームサポート規約」の規定のとおりとし、お客さまはエコログあんしんホームサポートの利用にあたり、当該エコログあんしんホームサポート規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ エコログあんしんホームサポートの利用開始日は、エコログあんしんホームサポート規約の定めにかかわらず、LP ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>ニ H プランおよびエコログプロパンフラットプランのお客さまのエコログあんしんホームサポートの月額の利用料金は、ハに定めるエコログあんしんホームサポートの利用開始日が属する月から起算して 2 ヶ月目までは無料、3 ヶ月目以降はエコログあんしんホームサポート規約の規定のとおりとします。（但し、個別の修理対応料金等その他の料金は、エコログあんしんホームサポート規約に定めるとおり別途発生します。）なお、当該無料期間は、LP ガス供給契約のお申込</p>

	<p>み時にエコログあんしんホームサポートの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>ホ エコログプロパン HS プランのお客さまは、エコログあんしんホームサポート規約の規定にかかわらず、エコログあんしんホームサポートの月額の利用料金はかかりません。（但し、個別の修理対応料金等その他の料金は、エコログあんしんホームサポート規約に定めるとおり別途発生します。）</p> <p>へ お客さまは、エコログあんしんホームサポート規約の規定にかかわらず、H プラン、エコログプロパン HS プランまたはエコログプロパンフラットプランの契約期間中にエコログあんしんホームサポートの利用契約を解約することはできないものとします。</p> <p>ト お客さまと当社との H プラン、エコログプロパン HS プランまたはエコログプロパンフラットプランの LP ガス供給契約が終了した場合、エコログあんしんホームサポートの利用契約は、エコログあんしんホームサポート規約の規定にかかわらず、当該 LP ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。</p>
スマートケア (M)	<p>イ M プランまたはエコログプロパン MI プランのお客さまは、当社が提供する「スマートケア (M)」を割引料金にて利用することができます。</p> <p>ロ スマートケア (M) のサービス内容は、当社が定める「スマートケア (M) 規約」の規定のとおりとし、お客さまはスマートケア (M) の利用にあたり、当該スマートケア (M) 規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ スマートケア (M) の利用開始日は、スマートケア (M) 規約の定めにかかわらず、LP ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>ニ 附帯サービス料金（月額の利用料金を指し、個別の修理対応料金等その他の料金は、スマートケア (M) 規約に定めるとおり別途発生します。）は、ハに定めるスマートケア (M) の利用開始日が属する月から起算して 2 ヶ月目までは無料、3 ヶ月目以降は月額 770 円（税込）とします。[通常料金：月額 1,078 円（税込）] なお、当該無料期間またはその後の料金の割引は、LP ガス供給契約のお申込み時にスマートケア</p>

	<p>(M) が自動附帯されたお客さままたはスマートケア (M) の附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>ホ お客さまは、契約期間中であっても、スマートケア (M) 規約の規定に基づいてスマートケア (M) の利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてスマートケア (M) を契約する場合には、二に定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>へ お客さまと当社との LP ガス供給契約が終了した場合でもスマートケア (M) の利用契約および二に定める通常料金からの割引は有効に存続します。お客さまは、スマートケア (M) の利用を終了する場合は、スマートケア (M) 規約の定めに基づき、当社へ通知するものとします。</p>
SmartBB	<p>イ エコログプロパン MI プランのお客さまは、当社が提供する「SmartBB」を利用することができます。なお、お客さまに対する SmartBB の提供は、賃貸住宅の賃貸人等と当社との間の SmartBB の提供に関する契約に基づき、お客さまによる SmartBB の附帯選択は不可・不要です。</p> <p>ロ SmartBB のサービス内容は、当社が定める「SmartBB サービス利用約款」の規定のとおりとし、お客さまは SmartBB の利用にあたり、当該 SmartBB サービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ SmartBB の利用開始日は、SmartBB の工事完了日（すでに工事完了済みの賃貸住宅にお客さまが入居される場合は入居日）とします。</p> <p>ニ 当社からお客さまに対する SmartBB の月額利用料金の請求はありません。</p> <p>ホ お客さまと当社とのエコログプロパン MI プランの LP ガス供給契約が終了する場合、当該終了日をもって、お客さまに対する当社の SmartBB の提供は終了するものとします。</p> <p>へ 賃貸住宅の賃貸人等と当社との間の SmartBB の提供に関する契約が終了する場合、その終了事由の如何を問わず、当該契約の終了をもって、お客さまに対する当社の SmartBB の提供は終了するものとします。</p>
サポートパック	<p>イ B プランのお客さまは、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オ</p>

	<p>フィスサポートパック」または「店舗サポートパック」(以下、総称して「サポートパック」といいます。)を割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとしします。</p> <p>ロ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」(以下「サポートパック利用規約」といいます。)の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとしします。</p> <p>ハ サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、LP ガスの供給開始日の属する月の翌月1日としします。</p> <p>ニ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとしします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとしします。</p> <p>ホ [2023年7月31日以前にお申込みのお客さまに適用] 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して6ヶ月目までは無料、7ヶ月目以降は月額3,278円(税込)としします。[匠 W&P における通常料金：月額4,378円(税込)] / [2023年8月1日以降2024年2月1日以前にお申込みのお客さまに適用] 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して6ヶ月目までは無料、7ヶ月目以降は月額4,378円(税込)としします。なお、当該無料期間は、LP ガス供給契約のお申込み時にサポートパックの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 / [2024年2月1日以降にお申込みのお客さまに適用] 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して3ヶ月目までは無料、4ヶ月目以降は月額4,378円(税込)としします。なお、当該無料期間は、LP ガス供給契約のお申込み時に</p>
--	---

	<p>サポートパックの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>へ お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、ホに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>ト お客さまと当社との LP ガス供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該 LP ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。</p>
<p>設備メンテナンスサービス</p>	<p>イ B プランのお客さまは、当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。</p> <p>ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」（以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、LP ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>ニ 〔2024 年 1 月 31 日以前にお申込みのお客さまに適用〕 附帯サービス料金（月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。以下本欄において同様とします。）は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、LP ガス供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。／</p>

	<p>〔2024年2月1日以降にお申込みのお客さまに適用〕 附帯サービス料金は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して3ヶ月目までは無料、4ヶ月目以降は月額4,378円（税込）とします。なお、当該無料期間は、LPガス供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>ホ お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。</p> <p>ヘ お客さまと当社とのLPガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。</p>
--	--

(3) 各ガスプラン種別において、特約事項があるものについては以下のとおりといたします。

ガスプラン種別	特約事項
エコログプロパン H プラン エコログプロパン HS プラン エコログプロパンフラットプラン エコログプロパン M プラン エコログプロパン MI プラン	<p>イ 左記の対象プランのお客さまは、当社が提供する電気供給サービス「エコログ Denki ファミリープラン」または「エコログ Denki オール電化プラン」をお申し込みいただくことができます。</p> <p>ロ 理由の如何を問わず、お客さまと当社の間のエコログ Denki ファミリープランまたはエコログ Denki オール電化プランに係る電気の供給契約が終了した場合、当社が別途認める場合を除き、左記の対象プランに係る LP ガス供給契約も終了するものとし、お客さまはあらかじめこれを承諾して、左記の対象プランに係る LP ガス供給契約とともにエコログ Denki ファミリープランまたはエコログ Denki オール電化プランに係る電気の供給契約を締結するものとします。</p>

4 料金

(1) ガス料金は、以下各号の料金の合計といたします。但し、2024年4月1日以降にLPガス供給契約をお申込みのお客さまのガス料金には、別表2（原料調整費）の定めに従い、原料調整費の加減を適用するものといたします。なお、標準的な基本料金と従量料金単価の金額は、別表1（標準料金表）に定めるものといたしますが、個々のLPガス供給契約で別段の定めをする場合には、当該標準料金表にかかわらず、個々のLPガス供給契約に定める基本料金および従量料金を適用するものといたします。

- ① 基本料金
- ② 従量料金単価に使用量を乗じて算出する従量料金

(2) 当社は、供給約款2（供給約款の変更等）(3)の定めに基づき、LPガス供給契約に定める料金の改定を行うことがあります。

5 保証金

供給約款23（保証金）に定める保証金について、供給約款と別段の定めを適用するガスプランの種別は以下のとおりです。

ガスプラン	請求条件および内容
Hプラン	供給約款23（保証金）の定めを適用いたしません。
エコログプロパン HSプラン	供給約款23（保証金）の定めを適用いたしません。
エコログプロパンフラットプラン	供給約款23（保証金）の定めを適用いたしません。
Bプラン	供給約款23（保証金）の定めを適用いたしません。

6 解約事務手数料

当社は、LPガス供給契約の解約時には、その解約の事由または時期にかかわらず、1LPガス供給契約につき1,100円（税込）の解約事務手数料をお客さまにお支払いただきます。

7 その他

- (1) その他の事項については、供給約款を適用いたします。
- (2) 本料金表は2025年4月7日から実施いたします。

以上

制改定履歴（別表含む）
2022年11月1日 制定

2023年8月1日 改定
2023年8月16日 改定
2023年9月1日 改定
2023年12月1日 改定
2024年2月1日 改定
2024年10月1日 改定
2025年4月7日 改定

別 表

1 標準料金表

■Hプラン料金表

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 6 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

ロ 従量料金単価

1 立方メートルにつき	6 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

■エコログプロパン HS プラン料金表

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 6 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

ロ 従量料金単価

1 立方メートルにつき	7 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

■エコログプロパンフラットプラン料金表

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 5 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

ロ 従量料金単価

1 立方メートルにつき	夏季 (4 月~11 月)	5 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
	その他季 (12 月~3 月)	4 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)

■Mプラン料金表

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2, 2 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

ロ 従量料金単価

1立方メートルにつき	750円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-------------------------

■エコログプロパン MI プラン料金表

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,200円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	---------------------------

ロ 従量料金単価

1立方メートルにつき	750円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-------------------------

■Bプラン料金表

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,650円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	---------------------------

ロ 従量料金単価

1立方メートルにつき	650円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-------------------------

2 原料調整費

ガス料金につき、以下(1)に定義する原料調整単価に応じて、以下に定めるとおり原料調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は、当社の裁量により、下記の原料調整費(還元)および原料調整費(請求)について、(5)にて定める対応を行うことができるものとします。

(1) 原料調整単価の定義ならびに還元基準単価および追加請求基準値の設定

原料調整単価	原料調整費の還元	原料調整費の追加請求
LPガス元売り三社各社の5年分のフォーミュラの平均値(以下「フォーミュラ平均値」といいます。)に〔1+消費税率〕を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第3位以下を切り捨てます。	当月の原料調整単価が、当社が(2)に定める還元基準単価を下回った場合、ガス料金から、(3)に定める原料調整費(還元)を差し引くものといたします。	当月の原料調整単価が、当社が(2)に定める追加請求基準単価を上回った場合、ガス料金に、(3)に定める原料調整費(追加請求)を加えるものといたします。

※LP ガス元売り三社とは、アストモスエネルギー株式会社、ENEOS グローブ株式会社および株式会社ジャパンガスエナジーをいいます。

※フォーミュラの算定式は以下のとおりであり、LP ガス元売り三社が算定する金額を適用するものとします。なお、産気率に基づき、単位を円/m³とする数値に別途換算いたします。

(合成 CP×70%+前月 MB (調達経費含) ×30%) ×TTS+フレート+石油石炭税

合成 CP：サウジアラビア国営石油会社であるサウジアラムコ社が毎月一度、月末に通告するサウジアラビアの各港積 LP ガス価格であり、前月価格と当月価格を合計し 2 で除した価格をいいます。

MB：アメリカ・OPIS (Oil Price Information Service)社が営業日毎に発表する、テキサス州モントベルビュー地区の LP ガス基地における LP ガス取引価格をいいます。

TTS：前月 1 日から末日までの LP ガス元売り三社所定の為替レートをいいます。

フレート：海外から日本へ LPG 輸入船を使って輸送する費用をいい、船舶利用料や燃料費用、輸送保険、航路利用料が含まれます。

(2) 還元基準単価および追加請求基準単価

還元基準単価および追加請求基準単価は、以下のとおりといたします。

還元基準単価：90 円/m³

追加請求基準単価：176 円/m³

※還元基準単価および追加請求基準単価の改定：

当社は、毎月 1 日時点において、還元基準単価および追加請求基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、この場合、改定日以降に算定期間が開始するガス料金から、改定後の還元基準単価および追加請求基準単価により算定する原料調整費の適用を開始するものといたします。

(3) 原料調整費の算定

原料調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、原料調整費の端数は、小数第 1 位以下を四捨五入いたします。

原料調整費 (還元)	(還元基準単価 - 原料調整単価) × ガス使用量 (m ³)
原料調整費 (追加請求)	(原料調整単価 - 追加請求基準単価) × ガス使用量 (m ³)

※N 月の検針日の翌日から N+1 月の検針日までの期間において使用されるガスの料金に適用される原料調整費は、N-1 月から遡った 60 ヶ月分のフォーミュラ平均値に基づき算定した原料調整単価によって算定するものとします。

(4) 原料調整費の還元または請求時期

① 原料調整費の還元または請求は、ガスの供給開始日の属する算定期間を 1 ヶ月目として、13 ヶ月目以降の算定期間のガスの料金に適用するものとします。

② N月の検針日の翌日からN+1月の検針日までの期間において使用されるガスの料金（以下、本号において「対象ガス料金」といいます。）に適用される原料調整費の還元または請求は、対象ガス料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、原料調整費の還元額が対象ガス料金の請求金額を超過する場合、当該超過分を次月のガス料金の請求にて相殺することによって還元するものとし、その後も同様とします。

(5) 原料調整費の個別対応

当社は、(4)にかかわらず、当社の裁量により、原料調整費(還元)および原料調整費(追加請求)について、事前に当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで、以下対応を行うことができるものとします。

- ① 原料調整費の一部または全部について、追加請求を行わないこと。
- ② 原料調整費の一部または全部について、還元または追加請求を分割にて行うこと。
なお、分割後の還元額が各月のガス料金の請求金額を超過する場合、当該超過分を次月のガス料金の請求にて相殺することによって還元するものとし、その後も同様とします。

(6) LP ガス供給契約が終了した場合における原料調整費の取扱い

LP ガス供給契約が終了する場合、当社は、LP ガス供給契約が終了した日時点において還元または請求していない原料調整費の合計金額（以下「未履行調整費額」といいます。）を、(4)および(5)の定めにかかわらず、最終のガス料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調整費額を還元する場合で、かつ未履行調整費額が最終のガス料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、供給約款 23（保証金）(7)(8)の定めを準用し行います。